

盛岡市監査委員告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年 9 月 27 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和元年 7 月 2 日付け 1 盛監第 18 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 上下水道局に係る指摘事項              |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                   |

1 盛水総第197号  
令和元年9月24日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年7月2日付け1盛監第18号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 総務課 ）

業務委託契約において、承諾を得ていない者に業務の一部を請け負わせている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

令和元年度の上下水道局本庁舎環境衛生管理業務委託の委託内容のうち、「飲料水の水質検査」について、第三者委託の承諾を行った。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、承諾の必要性について、約定に記載があるものの、受託者からの協議がなく、また、水質検査報告書が提出された際に当課でのチェックが漏れ、必要な手続きが行われなかったことによるものである。

今後は、第三者委託をする場合の事前協議について、契約時の説明を徹底するとともに、業務マニュアルへの記載を行い再発防止に努める。

1 盛水総第197号  
令和元年9月24日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年7月2日付け1盛監第18号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（課名等 上下水道局 浄水課 ）

前金払いをした業務委託契約において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 完了検査が行われていないもの
- (2) 見積年月日の記載がない見積書を徴取しているもの

#### 2 措置の状況

##### (1) 措置の内容

###### ア 指摘事項(1)について

業務委託契約の執行に当たり、約定に基づく適正な事務処理について課内研修を実施し、周知徹底した。

###### イ 指摘事項(2)について

業務委託契約の執行に当たり、適正な契約事務について課内研修を実施し、周知徹底した。

##### (2) 原因及び再発防止策の内容

###### ア 指摘事項(1)について

原因は、担当者の業務委託契約約定の確認不足によるものである。

今後は、委託業務の正副担当者による執行状況の確認及び決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、担当者の見積書記載内容の確認不足によるものである。

今後は、委託業務の正副担当者及び決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

1 盛水総第197号  
令和元年9月24日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年7月2日付け1盛監第18号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

#### 記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 下水道整備課 ）

郵便切手の管理に当たり、受払簿が作成されておらず、受払が記録されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

郵便切手の管理に当たり、受払簿を作成した。また、事例について課内に周知し、適正な事務を執行するよう、認識を徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、切手について、組織的に管理することへの認識が不足していたことによるものである。

今後は、郵便切手受払簿により適正に管理し、使用時においては係長及び課長補佐の確認を受ける体制により、再発防止に努める。

1 盛水総第197号  
令和元年9月24日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年7月2日付け1盛監第18号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局下水道施設管理課）

- (1) 下水道施設土地使用料の債権管理に当たり、督促状を発付していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 業務委託契約に係る身分証明書の発給において、返納及び廃棄の経緯が明らかでない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

平成30年度未納分について、督促状の発付を行った。また、督促状の発付が必要な旨、課内周知を行った。

イ 指摘事項(2)について

身分証明書に関する提出書類の様式を定めるなど仕様書を見直したほか、交付簿を備え管理することとした。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、未納発生時の対応を経営企画課の指導を受けながら実施してきたことから、督促状発付等の債権管理の主体であるという認識が課内で不足していたことによるものである。

今後は、督促状の発付に当たり、経営企画課への照会・確認手順を定め、未納発生時の具体的な対応方法を業務マニュアルに追記することで、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、身分証明書に関する提出書類の様式を仕様書に定めていなかったこと及び、発行から廃棄までを記録する交付簿を備えていなかったことによるものである。

今後は、指摘事項の課内共有を図るとともに、他の業務委託契約及び修繕契約等においても、提出書類の様式を仕様書等に定めることで発注者受注者間で認識の共有化を図り、書面による返却及び交付簿による管理を徹底することで「盛岡市上下水道局職員の身分証明書に関する規程」に準ずる身分証明書発行状況の明示化を行い、再発防止に努める。